



平成29年5月12日

各 位

会 社 名 昭 和 鉄 工 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 福 田 俊 仁  
(コード番号 5953 福証)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 鍋 山 敏 郎  
(TEL 092-651-2932)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり平成29年6月28日開催予定の第95回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。

当社は、福岡証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」及び「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることと致します。

## 2. 株式併合

### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持し、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）とするため、当社株式について10株を1株にする併合を行うものであります。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の2,400万株から240万株に変更することと致します。

### (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式10株につき1株の割合で併合致します。

③併合後の発行可能株式総数 2,400,000株（併合前 24,000,000株）

#### ④併合により減少する株式数

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| 株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在） | 8,970,000株 |
| 株式併合により減少する株式数              | 8,073,000株 |
| 株式併合後の発行済株式総数               | 897,000株   |

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主構成は次のとおりであります。

|           | 株主数（割合）      | 所有株式数（割合）          |
|-----------|--------------|--------------------|
| 総株主       | 862名（100.0%） | 8,970,000株（100.0%） |
| 10株未満所有株主 | 1名（0.1%）     | 2株（0.0%）           |
| 10株以上所有株主 | 861名（99.9%）  | 8,969,998株（100.0%） |

(注) 株式併合の結果、所有株式数が10株未満の株主様1名（平成29年3月31日現在、その所有株式数は2株です。）が株主としての地位を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の売渡し制度又は単元未満株式の買取り制度をご利用頂くことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本件「2. 株式併合」及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることと致します。

3. 定款一部変更

(1) 定款一部変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」のとおり、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、株式併合による発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数を2,400万株から240万株に変更するため、現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更並びにこれに伴う附則の新設を行うものであります。

(2) 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| (発行可能株式総数)<br>第6条<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400万株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条<br>当社の発行可能株式総数は、 <u>240万株</u> とする。   |
| (単元株式数)<br>第8条<br>当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。        | (単元株式数)<br>第8条<br>当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  |
| (新設)   | <u>附則</u><br>第1条<br><u>第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じ、同日をもって本条を削除する。</u> |

(3) 定款一部変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもってその効力が生じることと致します。

#### 4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 取締役会決議日        | 平成29年 5月12日      |
| 定時株主総会開催日      | 平成29年 6月28日 (予定) |
| 単元株式数の変更の効力発生日 | 平成29年10月 1日 (予定) |
| 株式併合の効力発生日     | 平成29年10月 1日 (予定) |
| 定款一部変更の効力発生日   | 平成29年10月 1日 (予定) |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続の関係上、福岡証券取引所における当社普通株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

## (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

### Q 1 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数とは、株主総会において議決権の行使単位となる株式数をいうもので、証券取引所において売買単位としても用いられています。  
また、株式併合は、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。今般、当社では、1,000株から100株への単元株式数の変更と10株を1株にする株式併合を予定しております。

### Q 2 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を100株に統一するための取組みを推進しています。当社におきましても、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することとしたものです。  
一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格水準を維持するため、当社株式について10株を1株にする併合を行うことと致しました。

### Q 3 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。  
具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

|    | 効力発生前  |      | 効力発生後  |      |      |
|----|--------|------|--------|------|------|
|    | ご所有株式数 | 議決権数 | ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 3,000株 | 3個   | 300株   | 3個   | なし   |
| 例② | 1,500株 | 1個   | 150株   | 1個   | なし   |
| 例③ | 1,121株 | 1個   | 112株   | 1個   | 0.1株 |
| 例④ | 115株   | なし   | 11株    | なし   | 0.5株 |
| 例⑤ | 2株     | なし   | なし     | なし   | 0.2株 |

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③～例⑤のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して売却し、その売却代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成29年11月下旬から12月上旬頃にお支払い致します。

なお、例③～例⑤の株主様は、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の売渡し制度又は単元未満株式の買取り制度をご利用頂くことにより、端数株式の売却を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は末尾記載(※)の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑤のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

#### **Q 4 資産価値には影響を与えないのですか。**

A 4 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株主様のご所有株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。  
また、株価についても、理論上は、株式併合前の10倍となります。

#### **Q 5 最低投資金額への影響はありますか。**

A 5 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

(ご参考) 平成29年3月31日の終値(207円)を元にした試算

株式併合前：207円(株価)×1,000株(単元株式数)＝207,000円(最低投資金額)

株式併合後：2,070円(株価)×100株(単元株式数)＝207,000円(最低投資金額)

#### **Q 6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金は減るのですか。**

A 6 株式併合の効力発生後、株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させて頂く予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して売却し、その売却代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いすることとなります。

#### **Q 7 株主は何か手続きが必要ですか。**

A 7 特段のお手続きの必要はございません。

なお、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して売却し、その売却代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払い致します。

株式併合前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

**Q 8 端数株式を生じないようにする方法はありますか。**

A 8 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の売渡し制度又は単元未満株式の買取り制度をご利用頂くことにより、端数株式の売却を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は末尾記載(※)の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

なお、証券会社に口座を作られていない株主様は、末尾記載(※)の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。(単元未満株式は市場での売買ができませんので、ご注意ください。)

**Q 9 株式併合後も単元未満株式の売渡しや買取りをしてもらえますか。**

A 9 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の売渡し制度又は単元未満株式の買取り制度をご利用頂けます。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社又は末尾記載(※)の当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q10 株式の売買停止期間はありますか。**

A10 売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、現在の売買単位株式数(1,000株)でのお取引は平成29年9月26日(火)までとなります。平成29年9月27日(水)から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日(水)より株式併合の効果が反映されたものとなります。

**Q11 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。**

A11 次のとおり予定しております。

平成29年 6月28日(水) 定時株主総会開催日

平成29年 9月15日(金) 株式併合公告日

平成29年 9月26日(火) 現在の単元株式数(1,000株)での売買最終日

平成29年 9月27日(水) 変更後の単元株式数(100株)での売買開始日

平成29年10月 1日(日) 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日

※当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

住 所 〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く。)

以上